

広島県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項
第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年九月五日

広島県選挙管理委員会委員長 国政道明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
木村 秀樹	木村ひでき後援会	(平成) 30・12・31
三分一 博史	三分一博史後援会	29・12・1
久保 慶子	久保慶子後援会	30・12・31
小坂 政司	小坂まさし後援会	31・3・28
前田 智代栄	前田ちよえ後援会	31・4・19
小川 敏男	小川敏男後援会	30・12・20
大島 昭彦	新世紀ビジョン研究会	(令和) 元・5・15
菅川 洋	すげかわ洋後援会	(平成) 31・4・26
平田 修己	平田修己後援会	(令和) 元・5・31